

2 出 願 資 格

本学に出願できる者は、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ本学の指定した令和5年度大学入学共通テストの受験を要する教科・科目を受験した者としてします。

ただし、総合型選抜、国際バカロレア選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜、私費外国人留学生選抜については、別の出願資格（19～54ページ参照）によります。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者及び2024年3月までに卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2024年3月までに修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2024年3月31日までにこれに該当する見込みの者
(3)に該当する者は、次のとおりです。
 - ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び2024年3月31日までに修了見込みの者
 - ③ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び2024年3月修了見込みの者
 - ④ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
 - ⑤ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び2024年3月31日までに合格見込みの者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - ⑥ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - ⑦ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

3 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、次の方法によって実施します。

なお、本学の2024年度入学者選抜においては、大学入学共通テストの過年度成績利用は行いません。

○ 一般選抜

大学入学共通テスト、個別学力検査等及び書類審査を総合して行います。

調査書の活用については、学修状況の極めて優れたところを評価することとし、最終的な合格者決定の際の資料とします。そのため、本学として、高等学校において特に調査書に記載すべき事項として指定する事項はありません。

個別学力検査等は、**前期日程**（文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、農学部）で行います。（学科等の詳細は、4ページ参照）

○ 総合型選抜

(3)の(ア)（19ページ）～(ケ)（29ページ）によります。

○ 国際バカロレア選抜

(4)（30～32ページ）によります。

○ 学校推薦型選抜

(5)の(ア)（33ページ）～(ケ)（43ページ）によります。

○ 社会人選抜

(6)の(ア)（44ページ）～(エ)（47ページ）によります。

○ 私費外国人留学生選抜（農学グローバル入試を含む。）

(7)（48～54ページ）によります。